

見附市条例第 号

見附市こども・子育て条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 地域社会等の役割（第4条—第8条）

第3章 こどもが育つ体制づくり（第9条—第14条）

第4章 こどもが育つ施策の推進（第15条—第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

全てのこどもは、新しい価値を自ら創り出し、新たな時代を切り拓くための可能性を秘め、見附市の明日への活力と喜びにつながる地域の宝です。そして、こどもは、ひとり一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

こどもは、おとなと同様に権利の主体として尊重され、基本的人権、児童の権利に関する条約の4つの原則、「生きる、育つ、守られる、参加する権利」の4つの権利等が保障されなければなりません。また、こども自身がその権利について自覚し、自分の存在に自信と誇りを持つことが大切です。そして、自分の権利が守られることで、すべての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。

少子化、家族の多様化、地域のつながりの希薄化など、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。児童虐待や貧困など、こどもをめぐる様々な課題が生じており、これらは、こどもの人権・育ちに深く関わっています。

おとなは、こどもが権利を保障され、社会の一員として自分の意見を自由に表明することができる存在であることをこどもに伝えていくことが必要です。また、こどもを独立した権利の主体として尊重し、その意見を受けとめ、大切にし、こどもにとって何が最も良いことなのかを考え、自立に向けて成長を支えていく必要があります。

見附市では、「共創郷育」の理念のもと、おとなが総がかりでこどもの育ちを支えてきました。改めて、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法等の趣旨を踏まえ、見附市の未来を担うこどもひとり一人が、かけがえのない存在であり、主体的に生きる権利を持つ存在であることを、こども自身を含めて市民全員が共通認識を持つことを目指します。

また、地域みんなが子育てに関心を持ち、こどもの権利や子育て支援の基本理念を示すことで、保護者、行政だけでなく地域、事業者等社会全体が一丸となりこどもや子育てを支えられるよう、それぞれの役割を明らかにします。これにより、こどもが「見附市に育ってよかった」と誇りを持ち、子育て世代が「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまちとなるよう、(仮キャッチフレーズ) みんなで子育て、親とこどもの笑顔があふれるまちの実現を目指して条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育て支援に関する施策を総合的に推進し、もって (仮キャッチフレーズ) みんなで子育て、親とこどもの笑顔があふれるまちの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいい、こども・子育て支援施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。
- (2) 父母その他の保護者（以下「保護者」という。） 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者をいいます。
- (4) 学校等 学校、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設等の施設をいいます。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進

します。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにするなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護します。
- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮します。
- (3) 出産を希望する市民が、安心してこどもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。

第2章 地域社会等の役割

（市の役割）

第4条 市は、こども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

- 2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、こどもの権利について理解し、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、こどもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

- 2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするものとします。

（市民の役割）

第6条 市民は、地域のこどもに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、関心をもってこどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもが集団生活及びその他の活動を通じて、自分の権利及び他人の権利を尊重することを学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体などが調和した生きる力を身に付けることができるよう努めます。

2 学校等は、こどもと地域とのつながりの拠点の一つとして、家庭及び地域と積極的に交流・協働するよう努めます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

第3章 こどもが育つ体制づくり

(こどもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等、事業者及びその他関係機関と連携・協働し、次に掲げる施策を実施します。

(1) こどもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会を提供します。

(2) 犯罪、交通事故その他こどもの健全な成長を阻害する危険などからこどもを守り、こどもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境を整備します。

(3) こどもが遊び、学び、活動できる居場所や施設を整備します。

(保護者や子育て家庭への支援)

第10条 市は、市民、学校等、事業者及びその他関係機関と連携し、保護者

が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスなどの充実や事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方などの啓発を図ります。

(支援を必要とするこどもへの支援)

第11条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難などを理由とした支援を必要とするこどもに対し、こどもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめなどの防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

(相談体制)

第12条 市は、こども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

(こどもの社会参加)

第13条 市は、市の施策についてこどもが意見を表明することができるようにするなど、こどもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めます。

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心してこどもを生み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

第4章 こどもが育つ施策の推進

(計画の策定)

第15条 市は、こども・子育て支援施策についての計画（以下「計画」という。）を策定します。

2 市は、計画の策定にあたっては、こども又は保護者その他の関係者の幅広

い意見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講じます。

(実施状況の評価)

第16条 市は、計画の適正な進行管理を行うため、施策の実施状況を評価し、市はその結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

(財政上の措置)

第18条 市は、こども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行います。

(広報及び啓発)

第19条 市は、こども・子育て支援について、こども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、広く広報及び啓発を行います。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行します。